

平成19年10月30日  
消 防 庁

## 総務省関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する省令の特例措置に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令案に対する意見募集

消防庁は、今般、総務省関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する省令の特例措置に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令案をとりまとめました。

つきましては、広く国民の皆様からの御意見をいただきたく、当該省令案（概要）について平成19年10月31日から同年11月29日までの間、意見募集を実施します。

### 1 背景

構造改革特区に係る第11次提案の募集（平成19年6月1日から29日の間実施）に対して提案のあった規制改革要望について、平成19年10月9日、「構造改革特区の第11次提案に対する政府の対応方針」（構造改革特区推進本部決定）により対応方針が決定され、「119番通報時における緊急度・重症度識別（トリアージ）による救急隊編成の弾力化」が新たに構造改革特区において講じるべき規制の特例措置として決定されました。これをうけ、所要の措置を講ずるべく新しく省令を制定するものです。

### 2 意見募集対象及び意見公募要領

意見募集対象：総務省関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する省令の特例措置に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令案（概要）  
詳細については、別添の意見募集要領をご覧ください。

### 3 意見募集の期限

平成19年11月29日（木）（必着）（郵便についても、募集期間内の必着とします。）

### 4 今後の予定

皆様からお寄せいただいた御意見を踏まえ、速やかに公布・施行する予定です。

（連絡先）

総務省消防庁救急企画室

担当：松野課長補佐、奥田事務官

TEL：03-5253-7529（直通）

FAX：03-5253-7539

Mail：e.okuda@soumu.go.jp

# 「総務省関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令案」に対する意見募集について

平成 19 年 10 月  
消 防 庁

構造改革特区に係る第 11 次提案の募集（平成 19 年 6 月 1 日から 29 日の間実施）に対して提案のあった規制改革要望について、平成 19 年 10 月 9 日、「構造改革特区の第 11 次提案に対する政府の対応方針」（構造改革特区推進本部決定）により対応方針が決定され、「119 番通報時における緊急度・重症度識別（トリアージ）による救急隊編成の弾力化」が新たに構造改革特区において講じらるべき規制の特例措置として決定されました。これをうけ、所要の措置を講ずるべく新たに省令を制定するものです。

つきましては、広く国民の皆様からの御意見をいただきたく、以下の要領で意見募集（パブリックコメント）を行います。

## 記

### 1. 意見募集対象

総務省関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令案（概要）

### 2. 資料の入手方法

意見募集対象となる省令案（概要）は、総務省ホームページ（<http://www.soumu.go.jp/>）の「報道資料」欄及び電子政府の総合窓口[e-Gov]（<http://www.e-gov.go.jp/>）の「パブリックコメント」欄に掲載するとともに、消防庁文書閲覧窓口にて閲覧に供することとします。

### 3. 意見の提出方法

御意見は意見書（別紙様式）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又はメールアドレス）を明記の上、理由を付して、意見提出期限までに次に掲げるいずれかの方法で提出してください。

#### （1）電子メールの場合

電子メールアドレス：[e.okuda@soumu.go.jp](mailto:e.okuda@soumu.go.jp)

メールに直接意見の内容を書き込むか、添付ファイル（ファイル形式はテキストファイル、マイクロソフト Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル又はアドビシステムズ社 PDF ファイル）として提出してください。氏名、住所及び連絡先等の記載について遺漏なきようお願いいたします。

なお、この場合、1 通のメールサイズは、本文及び添付ファイルの合計を 10MB までとしてください。

#### （2）郵送の場合

〒 100-8927  
東京都千代田区霞が関 2-1-2  
総務省消防庁救急企画室 あて

#### （3）FAX の場合

FAX 番号：03-5253-7539

### 4. 意見提出期限

平成 19 年 11 月 29 日（木）（郵送の場合は同日必着）

## 5. 留意事項

- ・ 御意見が 1000 字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。
- ・ 提出されました御意見は、電子政府の総合窓口[e-Gov] (<http://www.e-gov.go.jp>)の「パブリックコメント欄」に掲載します。ただし、御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏させていただきます。
- ・ 意見を提出された方の氏名（法人等にあつてはその名称）やその他属性に関する情報（住所及び連絡先を除く）を公開する場合がありますので、匿名希望及び御意見を含めた全体について非公表を希望する場合は、意見提出時にその旨書き添えてください。
- ・ 本件の内容に直接関係のない御意見等をご遠慮下さい。
- ・ 意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

# 総務省関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令案（概要）について

平成 19 年 10 月  
消 防 庁

## 1. 制定理由

平成 19 年 6 月 1 日から 29 日までの間実施された構造改革特区に係る第 11 次提案の募集に対し提案のあった規制改革要望について、政府において検討を行った結果、「構造改革特区の第 11 次提案に対する政府の対応方針」（平成 19 年 10 月 9 日構造改革特区推進本部決定）により、「119 番通報時における緊急度・重症度識別（トリアージ）による救急隊編成の弾力化」が新たに構造改革特区において講じるべき規制の特例措置として決定された。

これをうけ、現行では、原則、救急自動車 1 台及び救急隊員 3 人以上をもって編成すべきとされている救急隊の編成について、認定する構造改革特別区域内においては、①消防機関が緊急通報を受けたときに、当該通報に係る傷病者の緊急度・重症度の識別（トリアージ）が適切にでき、②医師が通信指令管制業務を行う施設に常駐し、必要に応じて通信指令管制業務を行う消防職員及び救急業務に従事する救急隊員に対して直接指導または助言を行うことができること等を要件として、傷病の程度及び緊急に搬送する必要性が著しく低いと合理的に判断される傷病者を医療機関その他の場所へ搬送する場合には、救急自動車 1 台及び救急隊員 2 人による救急隊の編成が可能となるよう新たな特例措置を定めるものである。

## 2. 省令案（概要）

### （1）制定内容（意見募集対象）

構造改革特別区域法（以下「法」という。）第 2 条第 4 項に規定する地方公共団体であって、消防法第 2 条第 9 項に規定する救急業務を実施するものが（すなわち、役場や消防団が救急搬送業務を実施する場合や救急業務の委託常備市町村を除く）、その設定する構造改革特別区域内の消防機関が以下に掲げる要件（ア～ウ）をすべて満たすと認めて、法第 4 条第 8 項の規定による内閣総理大臣の認定（法第 6 条第 1 項の規定による変更を含む）を申請し、認定を受けたときは、認定の日以後は、当該構造改革特別区域内の消防機関の救急隊の編成の基準について、特例が適用される場合を、現行規定（消防法施行規則第 50 条）の場合に加え、傷病の程度及び緊急に搬送する必要性が著しく低いと合理的に判断される傷病者を医療機関その他の場所へ搬送する場合とすることができるものとする。

### （申請に係る構造改革特別区域内に設置する消防機関が満たすべき要件）

- ア 緊急通報を受けたときに聴取した傷病者に関する外傷、特殊傷病及び疾病等の情報並びに既往症その他の情報を電子計算機に入力することにより、当該傷病者の傷病の程度及び緊急に搬送する必要性を体系的かつ自動的に識別するための仕組みを整備するとともに、通報を受けた時から出動するまでの手順を確立していること
- イ アによる識別の結果、救急自動車 1 台及び救急隊員 2 人により出動した場合において、救急現場において傷病者の傷病の程度が当該識別の結果に比し重度であることが判明する等の不測の事態が生じた場合に、本特例措置に係る救急業務の実施に関しあらかじめ定めた基準及び要領に従って、3 人以上の救急隊員によりすみやかに必要な措置を実施することができる体制を確保していること
- ウ 通信指令管制業務を行う施設に医師を常時配置し、必要に応じて、医師が当該業務を行う消防職員及び救急業務に従事する救急隊員に対して直接指導又は助言を行うことができる体制を確保していること

ただし、認定を受けた地方公共団体が、救急自動車 1 台及び救急隊員 2 人で出動することにより、傷病者を搬送する上で危険を生ずるおそれがあると判断する場合については、この限りでない。

## (2) スケジュール

- ・ 公布日：平成 19 年 12 月中
- ・ 施行日：平成 20 年 1 月 1 日

意見書

平成 年 月 日

総務省消防庁救急企画室 へ

郵便番号：〒 \_\_\_\_\_

(ふりがな)  
住所 \_\_\_\_\_

(ふりがな)  
氏名 (注1)： \_\_\_\_\_

電話番号： \_\_\_\_\_

電子メールアドレス： \_\_\_\_\_

総務省関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令に関し、以下のとおり意見を提出します。

(以下に意見を記載する。別紙に記載する場合は「別紙に記載」と記載し、当該別紙を添付する(注2)。)

注1) 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。

注2) 用紙の大きさは、日本工業規格A列A番とすること。別紙に記載する場合はページ番号を記載すること。